

令和7年度

(令和6年度実績)

# 児童相談所の状況

三重県 北勢 児童相談所  
鈴鹿 児童相談所  
中央 児童相談所  
南勢志摩 児童相談所  
伊賀 児童相談所  
紀州 児童相談所

## は じ め に

児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に適切な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること(相談援助活動)を主たる目的とした行政機関です。

三重県では、令和6年度に、児童相談所職員の人材育成や、重大事案発生時に迅速に対応できる体制を確保するため、これまで県内6か所の児童相談所と連携しこれをバックアップしていた児童相談センターを廃止し、その業務を本庁へ一元化することにより、県全体の児童虐待防止対策の推進、児童相談体制の強化等に取り組んできました。

また、令和7年度には、児童相談所における現場対応力の強化を図るため、一時保護調整機能など他の児童相談所にはない役割を有する中勢児童相談所において、各児童相談所に臨機応変に応援派遣する職員を配置するとともに、児童相談所の中の筆頭格としての位置づけを明確にするため、その名称を「中央児童相談所」に改めました。

昨年度(令和6年度)の県内の児童虐待相談対応件数は2,051件(速報値)、対前年度比で111件(▲5.1%)の減となりましたが、依然として2,000件を超える高い水準となっています。

また、本県では、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の増員を図ってきましたが、近年、児童相談所における人材確保を急速に進めてきたことから、令和7年4月現在の県内の児童福祉司の勤務経験年数は、3年未満が65%、5年未満が81%となるなど、経験の浅い職員の割合が高く、職員の専門性の向上が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、今年度は、令和5年5月に発生した児童の死亡事案にかかる検証委員会による提言において課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携強化」「人材育成(研修)」の3つの視点から、県内の児童相談体制の強化、専門性の高い人材の育成および市町や関係機関との連携に向けた取組をより一層推進するため「子どもを虐待から守る条例」を一部改正するとともに、同条例に基づく推進計画の策定を進めているところです。

児童虐待は社会全体の大きな課題です。児童相談体制の強化等を通じて、子どもたち一人ひとりが安心して笑顔で暮らせる社会の実現のために、今後も尽力してまいります。

令和8年3月

子ども・福祉部

部長 竹内 康雄

# 目 次

## I 県の児童相談体制

1	経過と組織	1
2	児童相談所組織図	5
3	児童相談所の職員数	6
4	令和6年度の主な取組	7
	(1) 市町支援の取組	7
	(2) 人材育成への取組	11
	(3) 児童虐待進行管理モニター強化事業	13
	(4) 警察と児童相談所との連携強化	14
	(5) 里親委託推進に向けた取組	14
5	児童相談所管内別基礎データ	15
6	児童相談業務の流れ	16
7	児童相談の種類及び主な内容	17

## II 児童相談の状況

1	相談受付の状況	18
	(1) 児童相談所別・通告経路別件数	18
	(2) 年度別・種類別件数	19
	(3) 市町における児童家庭相談受付件数<参考>	20
	(4) 種類別・年齢別件数	21
2	相談対応の状況	22
	(1) 種類別・対応別件数	22
3	一時保護の状況	23
	(1) 種類別・年齢別受付対応件数(所内保護分)	23
	(2) 対応別保護延べ日数(所内保護分)	24
	(3) 年度別・年齢別受付対応件数(所内保護分)	24
	(4) 一時保護対応件数(委託保護分)	25
4	児童福祉施設入所児童数	26

## III 相談種別別対応件数等の状況

1	養護相談の状況	27
	(1) 養護理由別対応件数	27
	(2) 虐待相談の対応状況	29
2	非行関係相談の状況	32

(1) ぐ犯、触法行為別・年齢別受付件数	3 2
3 不登校相談の状況	3 4
(1) 年度別・学年別受付件数	3 4
(2) 児童相談所別対応件数	3 4

#### IV 里親の状況

1 児童相談所別里親登録数	3 5
2 委託児童数	3 5
(1) 児童相談所別委託児童数	3 5
(2) 年度別里親登録数、委託児童数	3 5
3 里親委託率	3 5

#### V 青少年健全育成

1 立入調査実施状況	3 6
2 協力店舗状況	3 6

#### <参考>

三重県児童福祉施設一覧表	3 7
--------------	-----

# I 県の児童相談体制

県では、児童相談所を取り巻く状況の変化に対応するため、平成17年4月1日に児童相談センターを設置しました。以来、「本庁 / 児童相談センター / 児童相談所」の3層組織として運営してきましたが、令和5年5月に発生した児童相談所が関与していた児童の死亡事例にかかる検証結果等を踏まえ、さらなる体制強化のため、令和6年4月1日に本庁と児童相談センターを一元化する組織改編を行い、令和7年4月1日に、児童相談所における現場対応力の強化に向け応援派遣職員を増員することなどを踏まえ、これまでの中勢児童相談所の他児相との位置づけを明確にするため、名称を「中央児童相談所」に改めました。

## 1 組織と経過

令和7年4月1日現在

### (1) 保健所、福祉事務所、児童相談所の統合

平成10年4月に、県民局の充実強化、組織の総合化という流れのなかで、保健所(11)、福祉事務所(7)、児童相談所(5)を統合し、9つの「生活創造圏」ごとに県民局保健福祉部が設置されました。

また、組織のフラット化による意思決定の迅速化、組織をできるだけ大括りにすることによる柔軟な組織運営、職員の能力の有効活用を趣旨とした「係」制に代わる「グループ」制が導入されました。

従来5児童相談所は、県民局保健福祉部児童グループとなり、所長は児童監として兼務することになりました。児童相談所がない県民局の保健福祉部には、保健福祉グループが設置され、児童相談所機能の一部を担当することとなりました。

### (2) 課の廃止とチームの設置

平成14年4月全庁的に課を廃止し、チーム制を導入することになり、県民局保健福祉部においても、児童グループは児童相談チームとなり、所長はチームマネージャーを兼務することとなりました。

その際、業務内容についても検討され、

- 北勢、中央児童相談所は、危機介入を中心とした、より専門性や要保護性の高い、養護相談、虐待相談、非行相談、不登校相談に専門特化した機能をもつ児童相談チームとして設置されました。
- 県民局保健福祉部保健福祉グループは、子育て支援グループとして、児童相談所から児童の発達・障害相談機能の移管を受け、母子保健、母子寡婦福祉、女性相談(DV相談)、保育所事務を受け持つ「児童に関する保健・福祉の総合的なサービス提供窓口」として設置されました。
- 他の3児童相談所については、児童相談チームと子育て支援グループの機能を併せ持つ児童家庭チームとして設置されました。

平成16年4月からチームは「室」と名称が変更されました。

### (3) 児童相談センターの設置

急増する児童虐待等に対応する児童相談所として、次のような問題点が指摘されてきました。

- 児童虐待に対応する専門的人材が不足していること。
- 児童虐待等の困難事例が急増するなかで、技術的、人材的に現行の県民局別の児童相談所での業務体制に限界が目立ってきたこと。
- 児童福祉法の改正で、市町村が児童相談の第一義的相談窓口の役割を担う等、児童相談の役割分担化、専門化が進められるなかで、全県的に児童相談体制をリードする企画調整機能が必要とされたこと。
- バックアップ体制不足による児童相談所職員の過度の心理的負担が増加したこ

- と。
  - 中長期的な児童相談体制を支える人材の育成とスキルの蓄積が必要とされたこと。
  - 施設入所児童の自立支援のための十分なフォローが必要とされたこと。
- これらの問題に対応するための見直しの方向性として、
- 三重県の児童相談所の専門性向上や効率的サービスの提供を自ら考え、実施する仕組みづくり。
  - 全児童相談所を一体的、地域横断的にマネジメントできる体制づくり。
  - 児童相談現場への助言・指導等が支援できる体制づくり。
  - 子どもの危機管理的対応、困難ケースへの対応強化等、児童の安全確保と保護を適切に対応できる体制づくり。
  - 新たな行政需要に対応できる体制づくり。

等について検討を行いました。

検討の結果、児童相談の実施に係る全ての権限を有する、県民局から独立した単独地域機関として、平成17年4月、三重県児童相談センターを設置することとしました。

- 児童相談センターには、総務・企画調整室、家庭自立支援室、虐待対策支援室、一時保護室の4室を置き、職員はどれかの室に配属されました。
- 室に配属された職員は、児童相談所に駐在して児童相談業務を担当することとしました。
- 児童相談所長は、総務・企画調整室に配属されますが、業務は各児童相談所において職員を統括し、ケースの進行管理を行い、法に定められた権限を行使することとしました。
- 児童相談センターが全児童相談所の中央機能を担うこととなったため、従来の中央児童相談所を中勢児童相談所と名称変更しました。
- 県民局子育て支援グループは廃止し、経過的な処置として児童相談所職員が保健福祉部職員を兼務して県民局保健福祉部に駐在し、従来の児童相談と法改正による市町村における相談業務の支援を行うこととしました。

#### (4) 保健福祉部職員兼務の廃止

平成18年度の組織改編により、児童相談所職員の保健福祉部兼務はなくなり、児童相談は児童相談所において対応することとなりました。

#### (5) 児童相談センターの組織見直し

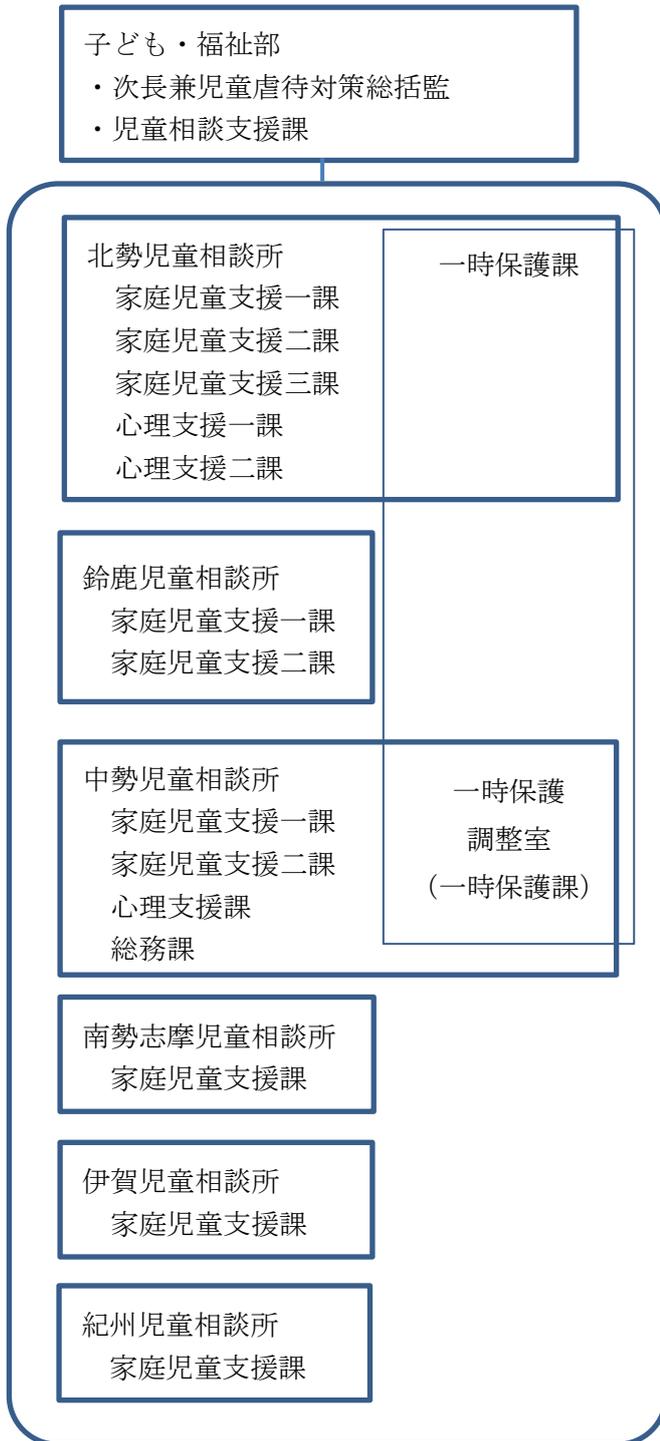
- 平成20年度
  - 児童虐待ケースに対するよりの確な対応、家族再生支援業務の推進、児童福祉司の専門性の強化や育成等を図るため、「家庭自立支援室」と「虐待対策支援室」の二室を「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」の二室に再編しました。
  - 北勢及び中勢児童相談所の「家庭支援課」と「虐待対応課」を統合し、「家庭自立支援一課」「家庭自立支援二課」「児童自立支援課」の三課を設置しました。
- 平成21年度
  - 「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」を統合し「家庭児童自立支援室」を設置しました。
  - 北勢及び中勢児童相談所の課名を「家庭児童支援一課」「家庭児童支援二課」「家庭児童支援三課」に変更しました。
  - 南勢志摩、伊賀、紀州の各児童相談所に「家庭児童支援課」を新設しました。
- 平成22年度
  - 「家庭児童自立支援室」を「家庭児童支援室」に変更しました。
- 平成23年度
  - 「家庭児童支援室」に「改革推進課」「自立支援課」の2課を新設しました。
  - 北勢児童相談所に「家庭児童支援四課」を設置し4課体制にしました。

- 平成25年度
  - 法的対応力及び介入型支援を強化するため「法的対応室」を新設しました。
  - 市町における児童相談体制強化を支援するため「市町支援プロジェクトチーム」を新設しました。
  - 「家庭児童支援室」の「改革推進課」を廃止しました。
  - 「総務・企画調整室」を「総務調整室」に変更しました。
- 平成28年度
  - 児童相談所及び市町に対する窓口を一本化し一元的に支援を展開していくため、「法的対応室」及び「市町支援プロジェクトチーム」を統合し「児童相談強化支援室」、「児童相談強化支援課」を設置しました。
- 平成29年度
  - 「総務調整室」及び「家庭児童支援室」を統合し「総務・家庭児童支援室」とし、「総務調整課」及び「家庭児童支援課」を設置しました。
  - 北勢児童相談所に「副所長」を配置しました。
  - 言語・聴覚部門を6月1日に新設された「三重県立子ども心身発達医療センター」に移管しました。
- 平成30年度
  - 安倍内閣総理大臣が児童相談センターに来所され、現場職員と意見交換を行いました。また、中勢児童相談所及び、併設の一時保護所を視察されました。
- 平成31年度（令和元年度）
  - 県内の虐待相談対応件数が増加し平成29年度に過去最多となり、なかでも県北部の5市5町を管轄する北勢児童相談所では全体の約58%を占め、緊急時の対応や市町との連携の面で地理的な課題が生じていました。このため、鈴鹿児童相談所を開設し、市との連携、緊急時の対応の充実を図りました。これに伴い、北勢児童相談所の副所長を廃止しました。
  - 平成25年度から取り組んでいるリスクアセスメントツールで得たデータを活用し、産業技術総合研究所と共同して、AIを活用した児童虐待対応支援システムの実証実験を中勢児童相談所と南勢志摩児童相談所で開始しました。
- 令和2年度
  - 北勢児童相談所において、課長のマネジメント機能の向上と職員間の情報共有を円滑にするために、三泗地区を所管する家庭児童支援二課を分割しました。
  - 児童福祉法改正による介入と支援の分離については、北勢児童相談所と中勢児童相談所は当番制により対応し、他の小規模児相は組織変更せず、所全体で対応することとしました。
  - 昨年度実証実験を行った人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムを全児童相談所に導入しました（令和2年7月）。これにより、迅速で的確な虐待対応が期待されます。
- 令和4年度
  - 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づく児童福祉司配置人数について、本県の配置数は定数上では基準どおり87名を達成しましたが、定数に対して欠員が生じ人材確保の難しさが課題となっています。
  - 鈴鹿児童相談所において、所長、課長のマネジメント機能の向上のために、一課体制から二課体制へとした組織体制を変更しました。
- 令和5年度
  - 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づく児童福祉司配置人数について、本県の配置数は定数上では基準どおり84名を達成しましたが、人材育成が課題となっています。
- 令和6年度
  - 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）による検証結果等を受けて、（1）体制づくり、（2）関係機関との連携強化、（3）人材育成の取組

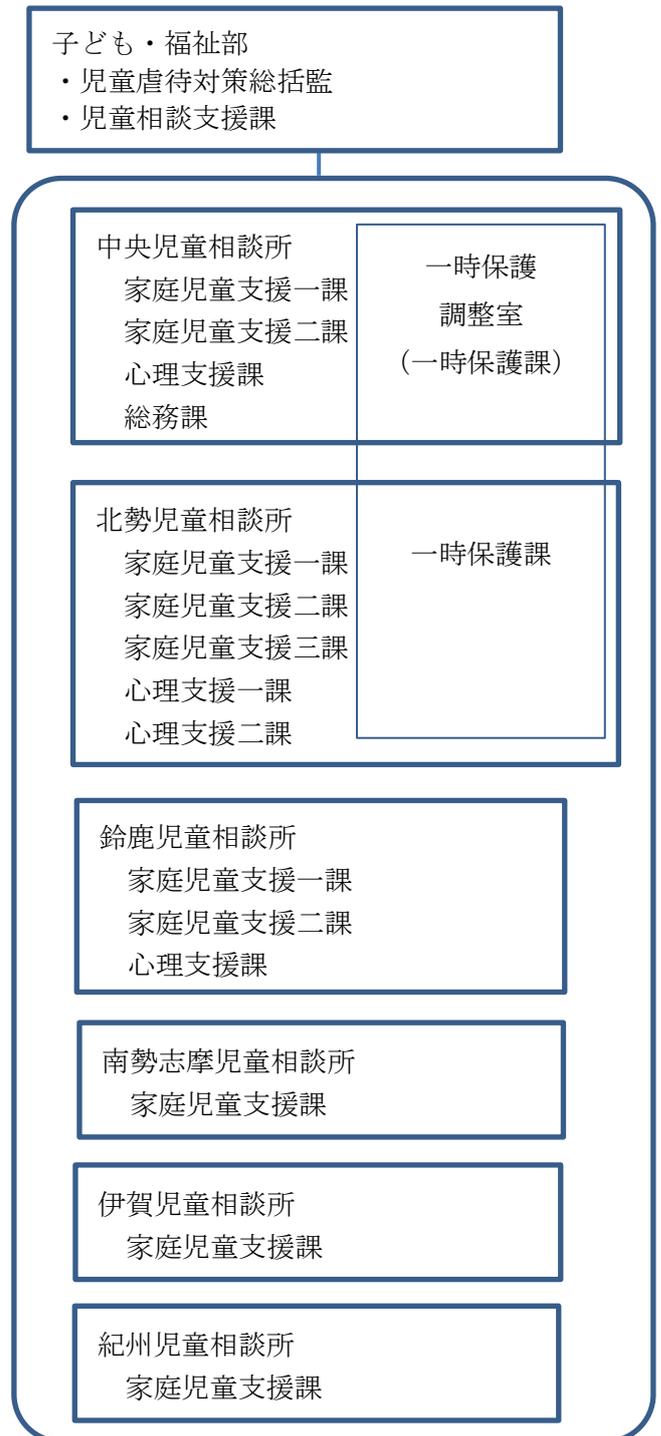
- を進めることが決定されました。
- 更なる体制強化に向けて、児童相談センターを廃止し本庁と一元化しました。
- 令和7年度
  - 児童相談所における現場対応力の強化に向け応援派遣職員を増員することなどを踏まえ、これまでの中勢児童相談所の他児相との位置づけを明確にするため、名称を「中央児童相談所」に改めました。
  - 鈴鹿児童相談所に「心理支援課」を設置し3課体制にしました。

## 2 児童相談所組織図

令和6年4月1日時点



令和7年4月1日時点 (改正後)



所名	管轄地域
中央児童相談所	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
北勢児童相談所	四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市、亀山市
南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀児童相談所	名張市、伊賀市
紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

### 3 児童相談所の職員数

職員数 243名 (正職員 160名、会計年度任用職員 83名) 令和7年4月1日現在

#### 各児童相談所の人員

<b>北勢児童相談所</b>	<b>90名</b>		
所長	1	副所長	1
課長	6	事務職員	1
児童福祉司等	25		
児童心理司	11	保健師	1
一時保護所職員	13	会計年度任用職員	3
※会計年度任用職員に嘱託医1名、法的対応指導員2名、法的対応等支援員1名、児童相談人材育成専門員1名を含む			
<b>鈴鹿児童相談所</b>	<b>27名</b>	<b>(外数として北勢児相との兼務保健師1名)</b>	
所長	1	課長	3
児童福祉司等	12		
児童心理司	6	会計年度任用職員	5
※会計年度任用職員に法的対応指導員1名を含む			
<b>中央児童相談所</b>	<b>84名</b>	<b>(副所長は一時保護調整室長と兼務)</b>	
所長	1	副所長	1
課長	5	精神科医師	1
事務職員	3		
児童福祉司等	15		
児童心理司	9	保健師	2
一時保護所職員	8	会計年度任用職員	3
※会計年度任用職員に嘱託医1名、法的対応指導員2名、こども家庭専門指導員1名を含む			
<b>南勢志摩児童相談所</b>	<b>18名</b>	<b>(外数として保健所との兼務保健師1名)</b>	
所長	1	課長	1
児童福祉司等	10	(うち兼務1)	
児童心理司	3	会計年度任用職員	3
※会計年度任用職員に法的対応指導員1名を含む			
<b>伊賀児童相談所</b>	<b>14名</b>	<b>(外数として保健所との兼務保健師1名)</b>	
所長	1	課長	1
児童福祉司等	6		
児童心理司	4	会計年度任用職員	2
<b>紀州児童相談所</b>	<b>10名</b>	<b>(外数として保健所との兼務保健師2名)</b>	
所長	1	課長	1
児童福祉司等	3	児童心理司	2
会計年度任用職員	3		

【本庁付(児童相談支援課) 会計年度任用職員3名】※各児童相談所の人員の外数

・子どもの権利擁護コーディネーター	1	・家庭的養護支援員	1
・里親委託推進員	1		

## 4 令和6年度の主な取組

### (1) 市町支援の取組

三重県全体の児童相談体制の強化に向け、県と市町の情報共有や役割分担に関する課題への適切な対応や市町の児童相談体制の強化を支援するため、平成24年度から児童相談所と市町が定期協議を実施しています。

また、市町における児童相談対応の中核組織となる市町要保護児童対策地域協議会の運営やケースマネジメント力の向上に向けて、有識者であるアドバイザー等を派遣や、市町児童福祉担当職員向けの研修会や関係行政機関職員向けの研修会等を開催し、市町職員の人材育成を支援しています。

さらに、令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行に伴い、各市町は「こども家庭センター」が令和6年度から努力設置義務となるため、国から求められている市町こども家庭センターの統括支援員対象とした実務研修会等を開催し、同センターの設置促進及び運営向上の取組を実施しました。

なお、令和6年度に実施した市町支援に関する主な取組は以下のとおりです。

#### ア 市町との定期協議の実施状況

実施期間	実施内容
8/26、27、28 9/27、10/2	全市町の児童相談体制の課題を把握するとともに、こども家庭センター未設置14市町に専門家を交えて相談できるアドバイザーリー事業を集中的に実施しながら、こども家庭センター開設に向けての助言も含めた課題解決に向けて共に取り組みました。

#### イ 市町児童福祉主管課長会議の開催状況

日程	会議内容	出席者
5/17	・県の児童相談体制にかかる令和6年度組織改正について ・児童相談所が関与していた児童の死亡事例(2023 津事例)に関する再発防止策について 他	市町児童福祉主管課長等

#### ウ 児童虐待にかかる関係行政機関職員研修会の実施状況

日程(場所)	テーマ	講師	参加者
10/17(津) 10/25(四日市) 11/19(伊勢) 11/26(尾鷲)	周産期からの一貫したアセスメントとそれに基づいた支援～関係機関との実質的な連携～	特定非営利活動法人 MC サポートセンターみつくみえ 代表 松岡 典子	市町児童福祉主管課職員 市町教育委員会職員 警察署職員 児童相談所職員 女性相談支援センター職員

#### エ 市町アドバイザー派遣事業実施状況

派遣市町数	派遣回数	派遣内容
13市町	17回	市町要保護児童対策地域協議会での運営支援及びケースマネジメント支援

オ 市町スーパーバイザー派遣事業実施状況

派遣市町数	派遣回数	派遣内容
3市町	9回	市町における児童虐待相談等の相談援助業務に対する助言等

カ 児童福祉司任用前講習会（児童福祉法第13条第9項）及び要対協調整担当者研修（児童福祉法第25条の2第8項）実施状況

講義名	講師	日程
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所	4/19
児童相談所の役割と連携	児童相談所長	
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談所 保健師	4/23
心理検査・療育手帳について	児童相談所 児童心理司	
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター 所長	
子ども家庭福祉における倫理的配慮	三重県市町児童相談アドバイザー 鈴木 聡	
社会的養護における自立支援と市町村の役割	大阪公立大学 教授 伊藤 嘉余子	5/8
要保護児童対策地域協議会の運営／会議の運営 とケース管理(演習含む) 子どもの所属機関の役割と連携	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	
非行対応の基本	三重県 SSW スーパーバイザー 早川 武彦	
子どもの権利擁護	子どもアドボカシーセンターMIE 志治 優美	5/23
子どもの成長・発達と生育環境	児童精神科医 高城 博	
行政権限の行使と司法手続	法的対応指導員 白山 雄一郎 氏	
子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解 と活用	県庁職員	6/5
子ども虐待対応の基本（演習含む）	児童相談所長	6/12
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク（演習 含む）	皇學館大学 教授 吉田 直樹	6/21
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方（演習 含む）		
修了者数	児童福祉司任用前講習会	28名
	要対協調整担当者研修	31名

キ 市町児童福祉担当職員等研修会実施状況

研修テーマ	講師	日程	参加者
市町児童福祉担当職員情報交換会	—	7/12	市町こども家庭センター統括支援員、児童福祉主管課職員等
「アセスメントの重要性とサポートプラン作成」研修会	四天王寺大学 教授 上野 昌江	8/8	市町児童福祉主管課職員等
統括支援員実務研修会	同志社大学 客員教授 八木 安理子	12/4	市町こども家庭センター統括支援員、児童福祉主管課職員等
要保護児童対策地域協議会 運営力向上研修会	立命館大学 特任教授 野田 正人	1/21	児童相談所職員、市町児童福祉主管課職員等
児童相談業務スキルアップ研修会 (子ども等へのまんなか支援)	日本福祉大学 准教授 久保 樹里	2/12	児童相談所職員、市町児童福祉主管課職員等
テーマ別研修(発達障がい児と家族への支援)	奈良女子大学文学部 特任助教 野上 慶子	2/26	児童相談所職員、市町児童福祉主管課職員等

ク 児童福祉に関する指定講習会実施状況

講義名	講師	日程
養護原理	児童養護施設みどり自由学園 施設長 中野 智行 児童養護施設真盛学園 施設長 田中 茂範 児童養護施設なないろ 施設長 北村 弘和 乳児院ましろ 施設長 平賀 恵	7/29
児童虐待援助演習	児童相談所長	
社会福祉援助技術論	皇學館大学 教授 吉田 直樹	8/2
社会福祉援助技術演習		
児童福祉論	日本福祉大学 准教授 久保 樹里	8/20
児童虐待援助論		
障害者福祉論	三重大学 教授 松浦 直己	9/10
児童相談所運営論	児童相談所長	9/18
要保護児童対策地域協議会運営論 市町児童家庭相談援助論	立命館大学 特任教授 野田 正人	
修了者数 10名(うち市町職員 5名)		

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。H27年度から、市町・児相職員のほか、乳児院・児童養護施設職員、私立認可保育園職員も受講対象としています。

## 【児童福祉司資格修了講習会における市町別修了者数】

(単位：人)

年度 市町	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
津市	3	2	1	3	2		1	2
四日市市	1	2	3	2	1	2	2	3
伊勢市	1	1	2			1		3
松阪市	2		2					2
桑名市	1	3	5	1				
鈴鹿市			1		1	1		3
名張市		2	1	1				
尾鷲市	1							
亀山市								
鳥羽市		2	3	1	3	1	2	
熊野市						1		
いなべ市	1		1					3
志摩市		1	1			1		2
伊賀市	2			1			2	1
木曽岬町			1					
東員町	2		1			1		
菰野町		1			1			1
朝日町								1
川越町		1		1		1		
多気町						2		
明和町	1							3
大台町					5		4	1
玉城町		3	2					
度会町							3	
大紀町								
南伊勢町							1	
紀北町								
御浜町								1
紀宝町								
計	15	18	24	10	13	11	15	31

(2) 人材育成への取組

児童相談所職員等の法的対応力等専門性の向上を目的として、平成23年度に研修体系の見直しを行い、「三重県児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方」を取りまとめました。

平成24年度から、新たな研修体系に基づき、的確な判断能力と使命感を持った人材育成に努めています。

なお、令和6年度に実施した人材育成に関する主な取組は、以下のとおりです。

ア 児童福祉司任用前講習会（児童福祉法第13条第3項第9号）

講義名	講師	日程	参加職員
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長	4/19	30名
児童相談所の役割と連携	児童相談所長		30名
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談所 保健師		28名
心理検査・療育手帳について	児童相談所 児童心理司		30名
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター 所長	4/23	28名
子ども家庭福祉における倫理的配慮	三重県市町児童相談アドバイザー 鈴木 聡		28名
社会的養護における自立支援と市町村の役割	大阪公立大学 教授 伊藤 嘉余子		28名
要保護児童対策地域協議会の運営／会議の運営とケース管理(演習含む) 子どもの所属機関の役割と連携	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	5/8	29名
非行対応の基本	三重県 SSW スーパーバイザー 早川 武彦	5/23	30名
子どもの権利擁護	子どもアドボカシーセンター MIE 志治 優美		30名
子どもの成長・発達と生育環境	児童精神科医 高城 博		28名
行政権限の行使と司法手続	法的対応指導員 白山 雄一郎	6/5	28名
子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用	県庁職員		28名
子ども虐待対応の基本（演習含む）	児童相談所長	6/12	29名
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク（演習含む）	皇學館大学 教授 吉田 直樹	6/21	30名
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方（演習含む）			

イ 初任者研修（児相1年目）

区 分	研修テーマ	講 師	日 程	参加職員
児童相談所OJT	OJTリーダーを選任し、チェックリストや育成シートを活用し初任者を育成	児童相談所職員	通年	33名
児童相談所新任職員研修	児童相談所及び児童相談センター業務の概況について	児童相談センター職員	4/17	34名
システム操作研修	児童相談所で扱う業務システムの操作方法について	児童相談センター職員 システム委託業者	8/9	24名

ウ 児童福祉司任用後研修（児童福祉法第13条第9項）

講 義 名	講 師	日 程
子ども家庭支援のためのケースマネジメント	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	10/11
関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	10/23
社会的養護における自立支援	大阪公立大学 教授 伊藤 嘉余子	11/5
児童相談所における方針決定の過程	児童相談所長	11/21
子どもの面接・家族面接に関する技術	皇學館大学 准教授 中山 真	
子ども虐待対応	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	12/6
非行対応	三重県 SSW スーパーバイザー 早川 武彦	12/11
行政権限の行使と司法手続き	法的対応指導員 白山 雄一郎	
修了者数		20名

エ 児童相談所職員研修

研修名	講師	日程	参加職員
精神医学における神経発達症群・感情爆発の障害とは	三重大学 教授 松浦 直己	9/10	29名
発達障がい児の子育てに悩まれている親や家族に対する支援について	奈良女子大学 特任助教 野上 慶子	12/20	42名
虐待を受けた子どもに対する理解と対応	目白大学 専任講師 阪無 勇士	2/17	33名

オ 児童福祉施設等職員との合同研修

研修名	講師（敬称略）	日程	参加職員
CAP職員セミナー	CAPみえ	5/22	施設 10名
		5/29	児相 3名 施設 17名
CPAトレーナー養成講座	一般社団法人青少年養育支援センター 陽氣会 代表 杉江 健二	11/7～8	児相 2名 施設 10名 市町 2名 その他 1名
		11/28～29	児相 5名 施設 7名 市町 7名 その他 2名
性(生)教育連絡会	(情報提供) 県環境生活部 くらし・交通安全課 県子ども・福祉部 子どもの育ち支援課	2/28	児相 5名 施設 10名
性(生)教育研修会	ヘルスプロモーション推進センター オフィスいわむろ 代表 岩室紳也		児相 9名 施設 14名

(3) 児童虐待進行管理モニター強化事業

子どもや保護者の状況、家庭環境の変化等をきめ細かく把握し、的確なケース対応を行うため、対応の必要度に応じて、定期的に子どもが在籍する学校、保育所等を訪問し、当該子ども及び家庭の情報を収集する事業です。

令和6年度は、三四地域及び桑員地域を社会福祉法人アパティア福祉会に、津市及び松阪地域を社会福祉法人みどり自由学園に、東紀州地域を社会福祉法人聖マッテヤ会に、伊賀市地域を社会福祉法人名張厚生協会に委託し事業を実施しました。

(3) 警察と児童相談所との連携強化

警察と児童相談所とが連携し、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図れるよう、令和6年11月22日に、三重県警察学校において、合同での立入調査等訓練を実施しました。

(4) 里親委託推進に向けた取組

《里親養育包括支援事業》

フォスタリング機関支援事業

北勢児童相談所・鈴鹿児童相談所・中央児童相談所・南勢志摩児童相談所・伊賀児童相談所管内において、里親制度の普及啓発から里親等への研修、里親と子どもとのマッチング、里親訪問等支援に至るまでの包括的なフォスタリング業務を社会福祉法人に委託し、それぞれの管内におけるフォスタリング業務実施体制を整備しました。(南勢志摩児童相談所管内は普及啓発事業と研修事業、鈴鹿児童相談所・中央児童相談所管内は里親等訪問事業のみ実施)

《里親普及啓発事業》

① 里親シンポジウム

「こどもの「ために」から、こどもと「ともに」～心の声を聴くこどもアドボカシー～」をテーマに里親シンポジウムを開催しました。第一部では、同テーマで講演会を、第二部では、里親、施設関係者、社会的養護経験者を交えてのパネルディスカッションを行いました。

② 里親説明会・里親出前講座

里親支援専門相談員やフォスタリング機関と連携して各児童相談所管内で里親説明会を開催するとともに、ボランティアグループの研修の場で里親出前講座を実施しました。

③ イベントでの啓発活動、広報

市町の福祉イベントに啓発ブースを出展するとともに、県庁・市役所・町役場等でのポスター掲示・チラシ配布、県・市町広報誌や子育て情報誌等への記事掲載、ラジオ広報などを行いました。

《里親支援事業》

① 里親登録前研修

里親登録希望者を対象に、①基礎研修、②登録前Ⅰ研修、③登録前Ⅱ研修(養育)、④登録前Ⅱ研修(養子縁組)の計4日間、年3クール開催しました。

② 養育里親・専門里親更新研修

登録更新を希望する養育里親・専門里親を対象として、「愛着形成と発達障がい」等をテーマに更新研修を開催しました。

③ 里親スキルアップ研修

現在登録している全里親を対象に、フォスタリング機関による全里親を対象としたスキルアップ研修を開催しました(全4回)。

④ 里親委託推進委員会(年3回)

三重県里親会、三重県児童養護施設協会、児童委員、学識経験者等で構成する委員会を開催し、里親制度のより一層の推進を図るため、議論を深めました。

5 児童相談所管内別基礎データ

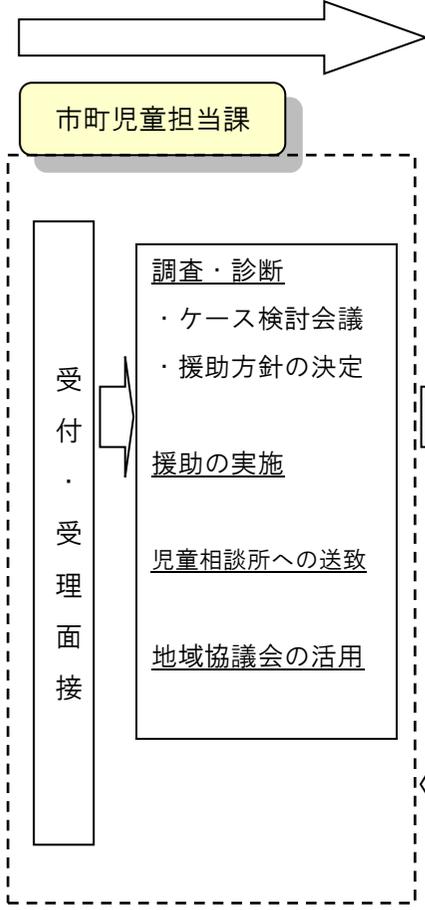
児相	市郡名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	児童人口			保育所 (所)	幼稚園 (園)	認定こども園 (園)				小学校 (校)	中学校 (校)	義務教育学校 (校)	中等教育学校 (校)	児童委員 (人)	主任児童委員 (人)
				男 (人)	女 (人)	計 (人)			幼保 連携 型	幼 稚 園 型	保 育 所 型	計						
北勢	桑名市	136.65	135,308	10,825	10,416	21,241	17	11	8	1	1	10	29	11			236	24
	いなべ市	219.83	44,080	3,594	3,265	6,859	2		1		10	11	11	4			97	8
	四日市市	206.50	300,457	23,387	22,275	45,662	30	22	25	7		32	38	25			561	56
	桑名郡	15.74	5,698	338	319	657	0		1			1	1	1			11	2
	員弁郡	22.68	25,638	2,216	2,170	4,386	6	6				0	6	2			48	4
	三重郡	121.72	66,456	6,066	5,869	11,935	7	4	1		7	8	8	4			117	9
計	3市5町	723.12	577,637	46,426	44,314	90,740	62	43	36	8	18	62	93	47	0	0	1,070	103
鈴鹿	鈴鹿市	194.46	191,153	14,241	13,687	27,928	33	10	8	1	1	10	30	10		1	343	33
	亀山市	191.04	49,370	3,968	3,749	7,717	11	4	4			4	11	3			94	11
	計	2市	385.50	240,523	18,209	17,436	35,645	44	14	12	1	1	14	41	13	0	1	437
中央	津市	711.18	267,001	20,623	19,420	40,043	39	23	24	1		25	50	24	1		576	46
	松阪市	623.58	153,226	12,003	11,349	23,352	28	16	2	2	4	8	36	12			365	29
	多気郡	506.98	43,213	3,398	3,227	6,625	7		6		2	8	14	5			135	8
計	2市3町	1841.74	463,440	36,024	33,996	70,020	74	39	32	3	6	41	100	41	1	0	1,076	83
南勢志摩	伊勢市	208.37	117,307	8,706	8,258	16,964	25	8	8	1		9	22	11			281	28
	鳥羽市	107.34	15,969	940	824	1,764	7	1				0	7	4			53	3
	志摩市	178.93	41,862	2,249	2,213	4,462	6	1	5			5	7	6			130	11
	度会郡	651.10	38,478	2,565	2,353	4,918	13				1	1	11	6			153	10
計	3市4町	1145.74	213,616	14,460	13,648	28,108	51	10	13	1	1	15	47	27	0	0	617	52
伊賀	伊賀市	558.23	83,605	5,760	5,534	11,294	26	2	2			2	18	11			279	32
	名張市	129.77	73,033	5,462	5,245	10,707	8	2	9			9	14	5			175	16
	計	2市	688.00	156,638	11,222	10,779	22,001	34	4	11	0	0	11	32	16	0	0	454
紀州	尾鷲市	192.71	14,608	761	782	1,543	4		1			1	5	2			56	3
	熊野市	373.35	14,528	848	863	1,711	5	1			1	1	8	5			78	4
	北牟婁郡	256.55	13,132	696	630	1,326	6	1				0	7	4			66	4
	南牟婁郡	167.75	17,248	1,218	1,137	2,355	5	1			2	2	9	5			66	5
計	2市3町	990.36	59,516	3,523	3,412	6,935	20	3	1	0	3	4	29	16	0	0	266	16
合計	14市15町	5774.46	1,711,370	129,864	123,585	253,449	285	113	105	13	29	147	342	160	1	1	3,920	346

※ 1 面積は、令和7年10月1日現在（国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」）  
面積は市町単位ごとに四捨五入しているため、各市町面積の合計が県の面積と一致しない場合があります。  
2 人口は、令和6年10月1日現在（三重県月別人口調査年報 年齢別人口）  
3 保育所数は、令和7年4月1日現在（子ども・福祉部子どもの育ち支援課）  
4 幼稚園、小学校、中学校数、義務教育学校数、中等教育学校数は、令和6年5月1日現在（除く休園・休校）（三重県教育委員会「学校名簿 令和6年度」）  
5 認定こども園は、令和7年4月1日現在（子ども・福祉部子どもの育ち支援課）  
6 児童委員、主任児童委員数は、三重県民生委員定数条例等による

## 6 児童相談業務の流れ

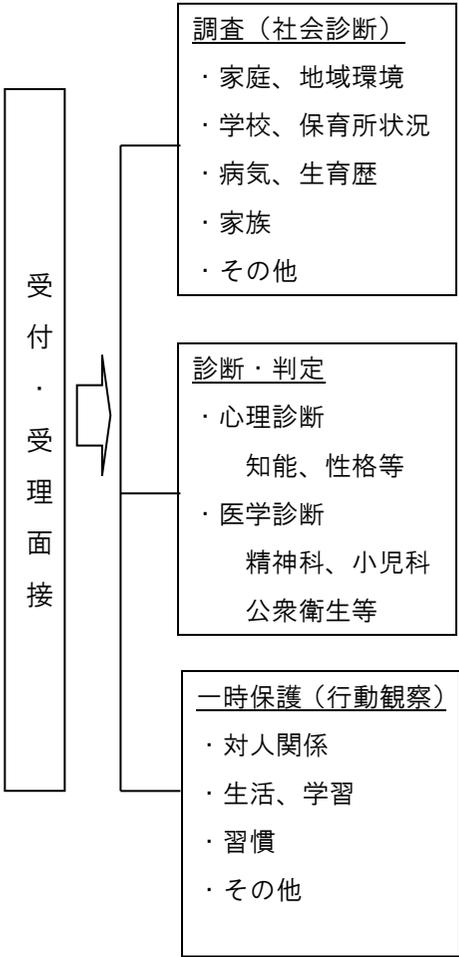
◎相談・通告・送致の流れ

県・市町 ・福祉事務所 ・保健センター ・児童委員 ・その他
児童福祉施設
警察等
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会等
里親
児童委員
家族・親戚
近隣・知人
児童本人
その他

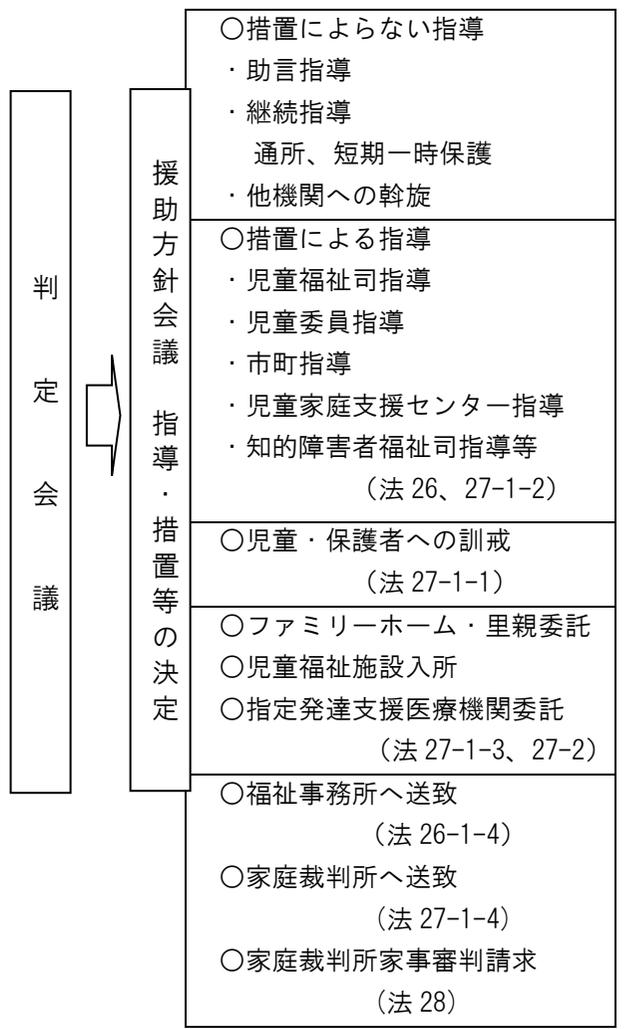


### 児童相談所

◎調査・診断・判定



◎援助の種類



※ この図において法とは児童福祉法をいいます。

## 7 児童相談の種類及び主な内容

養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 が い 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	6 言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	8 知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
非 行 相 談	9 発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談。
	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
育 成 相 談	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

## Ⅱ 児童相談の状況

### 1 相談受付の状況

(1) 児童相談所別・通告経路別件数

単位：件

児相	経路	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児童福祉施設等		セ ン タ ー 支 援	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健医療		学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
				保 育 所	左 以 外					保 健 所	医 療 機 関								
北 勢	男	31	133	3	13	1	1	82	2	0	6	31	1	0	501	46	7	5	863
	女	25	92	2	6	0	1	78	0	0	5	33	1	0	254	33	12	1	543
小計		56	225	5	19	1	2	160	2	0	11	64	2	0	755	79	19	6	1,406
鈴 鹿	男	11	73	2	9	0	0	83	0	0	12	17	0	0	223	24	4	3	461
	女	12	78	3	6	1	0	77	0	2	6	20	1	2	108	21	9	0	346
小計		23	151	5	15	1	0	160	0	2	18	37	1	2	331	45	13	3	807
中 勢	男	30	183	2	7	0	0	124	0	1	14	12	2	0	305	54	2	7	743
	女	27	124	0	2	0	0	86	0	1	14	28	0	0	193	44	11	8	538
小計		57	307	2	9	0	0	210	0	2	28	40	2	0	498	98	13	15	1,281
南 勢 志 摩	男	5	61	0	4	0	0	43	0	0	7	5	0	0	131	13	2	2	273
	女	4	54	0	4	0	0	33	0	0	4	2	0	0	59	6	2	1	169
小計		9	115	0	8	0	0	76	0	0	11	7	0	0	190	19	4	3	442
伊 賀	男	5	51	0	1	0	0	38	0	0	5	22	0	0	153	8	4	2	289
	女	3	43	0	1	0	0	29	0	0	5	19	0	0	72	3	4	0	179
小計		8	94	0	2	0	0	67	0	0	10	41	0	0	225	11	8	2	468
紀 州	男	3	70	0	3	2	0	7	0	0	2	3	0	0	52	0	1	2	145
	女	2	34	0	2	6	0	12	0	0	1	5	0	0	21	0	3	1	87
小計		5	104	0	5	8	0	19	0	0	3	8	0	0	73	0	4	3	232
計	男	85	571	7	37	3	1	377	2	1	46	90	3	0	1,365	145	20	21	2,774
	女	73	425	5	21	7	1	315	0	3	35	107	2	2	707	107	41	11	1,862
合計		158	996	12	58	10	2	692	2	4	81	197	5	2	2,072	252	61	32	4,636
構成比(%)		3.4	21.5	0.3	1.3	0.2	0.0	14.9	0.0	0.1	1.7	4.2	0.1	0.0	44.7	5.4	1.3	0.7	100

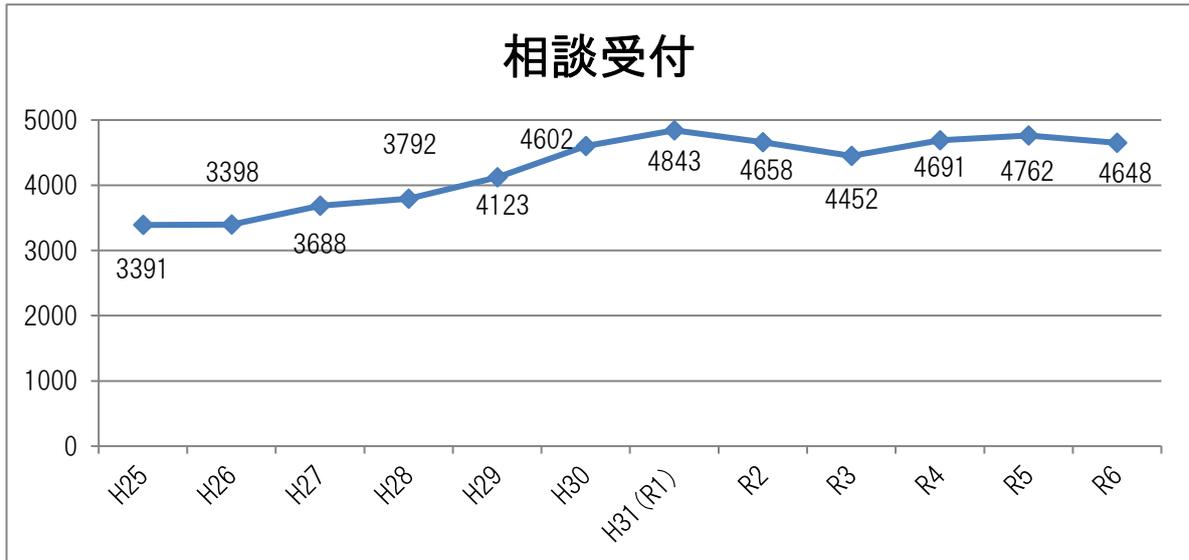
## (2) 年度別・種別別件数

単位：件

見相	種類	養護相談	保健相談	障がい相談					非行相談		育成相談				その他	合計	
				肢体不自由	視覚	言語発達	重症心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			しつけ
相談所別	北勢	626 (511)	1	0	0	0	2	663	9	15	22	25	0	0	0	43	1,406
	鈴鹿	468 (412)	0	1	0	0	3	280	3	12	7	14	0	0	0	19	807
	中央	636 (556)	3	0	0	0	2	512	6	19	35	31	0	0	1	36	1,281
	南志	276 (267)	3	0	0	0	1	147	4	3	4	3	0	0	0	1	442
	伊賀	263 (213)	0	0	0	0	0	189	1	3	5	10	1	0	0	8	480
	紀州	88 (65)	0	0	0	0	0	61	13	2	1	29	1	37	0	0	232
計		2,357 (2,024)	7	1	0	0	8	1,852	36	54	74	112	2	37	1	107	4,648
構成比(%)		50.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	39.8	0.8	1.2	1.6	2.4	0.0	0.8	0.0	2.3	100
過去の相談件数 (年度別)	R5	2,363 (2,122)	4	1	1	0	12	1,915	25	49	51	153	4	59	2	123	4,762
	R4	2,701 (2,399)	2	3	1	0	4	1,674	24	43	45	125	14	36	13	6	4,691
	R3	2,533 (2,145)	2	3	0	1	11	1,540	39	32	48	174	15	42	7	5	4,452
	R2	2,720 (2,312)	4	10	0	1	9	1,575	28	29	30	162	15	47	27	1	4,658
	H31 (R1)	2,668 (2,225)	0	11	0	0	10	1,765	72	24	26	158	14	53	35	7	4,843
	H30	2,508 (2,056)	0	11	0	0	11	1,663	115	31	28	145	23	14	46	7	4,602
	H29	1,977 (1,594)	1	20	1	7	10	1,671	119	26	48	123	26	38	48	8	4,123
	H28	1,601 (1,234)	2	14	1	133	17	1,636	72	30	20	142	42	24	33	25	3,792
	H27	1,597 (1,213)	3	6	0	74	6	1,624	77	27	39	162	35	0	28	10	3,688
H26	1,355 (1,030)	2	10	0	92	5	1,508	51	24	56	198	21	4	14	7	3,391	

※ 養護相談欄の( )は、内数で児童虐待相談の受付件数を示します。

相談受付件数の推移



令和6年度の相談受付件数は4,648件と対前年度比で114件、約2.3%の減少となりました。

(3) 市町における児童家庭相談受付件数<参考>

単位：件

	養護 相談	保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
北勢児童相談所 管内(3市5町)	1,600 (897)	8	773	4	665	82	3,132
鈴鹿児童相談所 管内(2市)	811 (405)	0	792	6	1,191	30	2,830
中勢児童相談所 管内(2市3町)	894 (699)	7	193	22	555	120	1,791
南勢志摩児童相談 所管内(3市4町)	406 (226)	2	76	4	89	69	646
伊賀児童相談所 管内(2市)	558 (310)	1	6	4	373	16	958
紀州児童相談所 管内(2市3町)	48 (36)	0	62	2	33	5	150
計(14市15町)	4,317 (2,573)	18	1,902	42	2,906	32	9,507

※ 1 「福祉行政報告例 児童相談種別児童受付(速報値)」を元に作成しました。

2 ( ) は内数で、児童虐待相談件数です。

3 児童相談所における受理件数と重複しているものを含みます。(市町で受理後、児童相談所へ送致又は指導援助を求めたものを含みます。)

## (4) 種類別・年齢別件数

単位:件

種類別	年齢別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護		156	116	125	150	156	139	155	146	109	116	128	129	135	165	121	107	100	69	35	2,357
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	0	7
肢体不自由		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
視聴覚		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい		0	2	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	8
知的障がい		1	5	28	77	109	179	155	94	119	125	77	166	140	87	208	145	71	65	1	1,852
発達障がい		0	0	1	2	3	5	1	1	0	1	0	4	5	2	4	3	2	1	1	36
ぐ犯行為等		0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	7	19	8	8	5	3	0	54
触法行為等		0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4	9	9	19	26	3	0	0	0	74
性格行動		0	0	1	2	7	6	5	4	6	7	6	12	12	8	16	9	6	4	1	112
不登校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
適性		0	0	0	0	0	12	3	5	3	2	4	4	1	1	2	0	0	0	0	37
しつけ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
その他		6	6	4	9	8	8	12	7	8	6	2	3	6	4	3	4	3	1	7	107
計		163	129	159	240	283	350	332	259	249	259	222	327	315	306	391	280	189	147	48	4,648
構成比(%)		3.5	2.8	3.4	5.2	6.1	7.5	7.1	5.6	5.4	5.6	4.8	7.0	6.8	6.6	8.4	6.0	4.1	3.2	1.0	100
北勢		43	47	52	70	74	110	114	78	90	91	61	99	88	82	125	76	45	43	18	1,406
鈴鹿		36	23	20	38	60	41	48	57	35	51	42	63	52	61	62	49	33	25	11	807
中央		44	30	41	61	72	102	90	61	73	64	61	95	94	92	117	87	48	42	7	1,281
南勢志摩		15	14	20	36	37	30	35	13	16	22	19	25	27	30	30	31	25	15	2	442
伊賀		18	7	16	22	19	40	30	34	21	23	28	31	40	37	40	26	27	14	7	480
紀州		7	8	10	13	21	27	15	16	14	8	11	14	14	4	17	11	11	8	3	232

## 2 相談対応の状況

### (1) 種類別・対応別件数

単位:件

	対 応 件 数 ( 年 度 中 )																				未 対 応 件 数 ( 年 度 末 現 在 )	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 )		
	面接指導			児 童 福 祉 司 指 導 (4)	児 童 委 員 指 導 (5)	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 員 指 導 (6)	市 町 村 指 導 委 員 指 導 (7)	市 町 村 送 致 (8)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (9)	社 会 福 祉 主 事 指 導 を 含 む ( 知 的 障 害 者 福 祉 司 ・ )	訓 戒 ・ 誓 約 (10)	児 童 福 祉 施 設 入 所 (11)		指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託 (14)	里 親 委 託 (15)	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 (16)	障 害 児 入 所 施 設 等 へ の 約 束 (17)	そ の 他 (18)	計 (19)	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 ) (20)				
	助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	他 機 関 あ っ せ ん (3)									法 第 2 7 条 の 3 に よ る ( 再 掲 ) (12)	通 所 (13)											
養護 相談	児 童 虐 待 相 談	1,652	223	46	13	0	6	2	23	2	0	48	0	0	0	8	0	1	27	2,051	0	0	0	
	そ の 他 の 相 談	231	22	6	1	0	1	0	0	0	0	34	0	0	1	15	0	0	30	341	0	0	0	
保 健	相 談	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	
	視 聴 覚 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	重 症 心 身 障 害 相 談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	5	2	10	0	0	0
	知 的 障 害 相 談	1,802	6	0	0	0	0	0	0	0	38	0	1	0	0	0	0	0	7	3	1,857	0	0	0
	発 達 障 害 相 談	21	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	8	1	36	0	0	0	
相 非 談 行	ぐ 犯 行 為 等 相 談	35	10	1	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	1	0	55	0	0	0	
	触 法 行 為 等 相 談	10	19	0	4	0	0	0	0	0	40	4	0	0	0	0	2	0	0	79	0	0	0	
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	86	15	1	1	0	0	0	1	0	0	4	0	1	0	0	0	4	1	114	0	0	0	
	不 登 校 相 談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
	適 性 相 談	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	
	育 児 ・ し つ け 相 談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
そ の 他 の 相 談		86	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	113	0	0	0	
	計	3,967	304	54	21	0	7	2	25	49	40	97	0	1	1	23	3	28	83	4,705	0	0	0	
	構 成 比	84.3	6.46	1.15	0.45	0	0.15	0.04	0.53	1.04	0.85	2.06	0	0.02	0.02	0.49	0.06	0.6	1.76	100				

※ 対応は複数となる場合があります。そのため、受付件数より対応件数の方が多くなります。

※ 構成比について、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100を超える場合があります。

### 3 一時保護の状況

(1) 種類別・年齢別受付対応件数（所内保護分）

単位：件

種 類	受付対応	継前 続年 保度 護末	受 付（年度中）					対 応（年度中）							年 度 未 継 続 保 護
			0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15歳 以上	計	施 児 設 童 入 福 所 社	里 親 委 託	機 他 関 児 移 相 送 ・	所 家 庭 送 裁 致 判	帰 宅	そ の 他	計	
			養 護	児 童 虐 待	9	16	91	85	50	242	16	1	20	0	
	そ の 他	6	6	17	25	32	80	11	5	10	0	44	12	82	4
	障 が い	0	0	1	0	3	4	0	0	0	0	1	3	4	0
	非 行	4	0	6	27	13	46	12	3	2	0	27	1	45	5
	育 成	0	0	0	1	2	3	2	0	0	0	1	0	3	0
	保健・その他	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	計	19	22	115	138	101	376	41	9	32	0	239	49	370	25
	構 成 比 (%)		5.9	30.6	36.7	26.9	100.0	11.1	2.4	8.6	0	64.6	13.2	99.9	

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

## (2) 対応別保護延べ日数（所内保護分）

単位：日

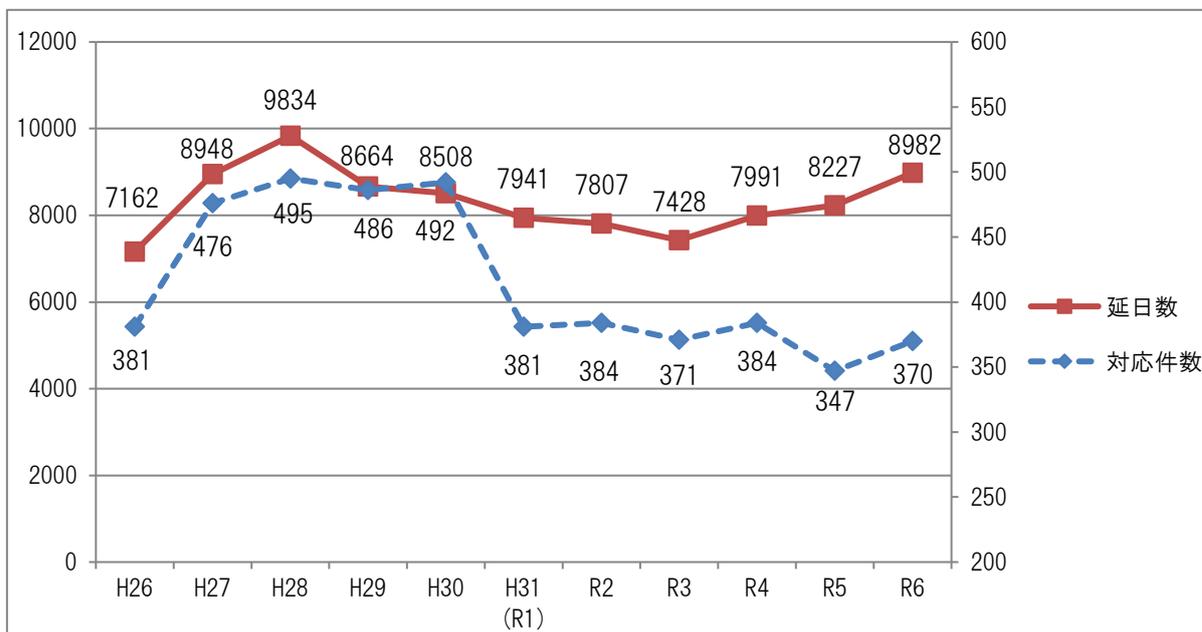
	対 応						
	施児 設童 入福 所社	委里 託親	機他 関児 移相 送・	所家 送庭 致裁 判	帰 宅	そ の 他	計
延 日 数	2,059	343	468	0	4,454	1,658	8,982

## (3) 年度別・年齢別受付対応件数（所内保護分）

単位：件

区分 年度別	継前 続年 保度 護末	受 付					対 応							年度末 継続 保護
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計	施児 設童 入福 所社	委里 親 託等	機他 関児 移相 送・	送家 庭裁 判 致所	帰 宅	そ の 他	計	
R 6	19	22	115	138	101	376	41	9	32	0	239	49	370	25
R 5	20	17	132	120	77	346	33	9	39	0	227	39	347	19
R 4	21	39	160	104	80	383	60	8	37	2	253	24	384	20
R 3	24	37	154	103	74	368	53	12	27	2	251	26	371	21
R 2	19	46	166	101	76	389	59	15	31	1	264	14	384	24
H31(R1)	22	43	167	107	61	378	72	7	15	0	262	25	381	19
H 3 0	22	73	188	130	101	492	74	7	30	1	342	38	492	22
H 2 9	20	56	205	125	102	488	81	6	28	0	341	30	486	22
H 2 8	17	88	212	134	64	498	72	4	13	1	377	28	495	20
H 2 7	22	94	190	133	54	471	75	7	26	0	333	35	476	17
H 2 6	17	55	156	109	66	386	70	5	9	0	271	26	381	22

一時保護対応件数（年度中）の推移（北勢及び中央児童相談所の一時保護所の合計）



北勢及び中央児童相談所の一時保護所における一時保護対応件数（年度中）の推移です。対応件数は平成31年度（令和元年度）以降、同程度の水準を維持していますが、延べ日数は令和3年度以降、3年連続で上昇傾向にあります。このことは、1名あたりの委託解除までの日数も上昇していることを示しています。

(4) 一時保護対応件数（年度中）（委託保護分）

単位：件

児相委託先	北勢	鈴鹿	中央	南勢 志摩	伊賀	紀州	計	保護延べ 日数(日)
児童養護施設	74	40	88	37	27	20	286	6,367
乳児院	20	15	17	9	4	4	69	1,977
障がい児施設	7	4	13	0	1	0	25	647
その他の施設	0	0	0	0	2	0	2	6
里親	6	1	7	1	3	3	21	317
その他	11	15	6	1	1	0	34	1,582
計	118	75	131	48	38	27	437	10,896

児童相談所長は、必要に応じて児童養護施設、里親等に一時保護を委託することができます。

#### 4 児童福祉施設入所児童数（令和6年度末）

単位：人

児童相談所 施設の種類	北勢	鈴鹿	中央	南勢 志摩	伊賀	紀州	計
乳児院	15	4	10	0	2	1	32
児童養護施設	105	52	88	31	24	3	303
児童自立支援施設	3	2	1	1	2	0	9
児童心理治療施設	7	0	2	1	0	0	10
自立援助ホーム	3	1	2	0	0	0	6
ファミリーホーム	9	3	3	0	1	0	16
小計	142	62	106	33	29	4	376
福祉型障害児入所 施設	33 (5)	15 (2)	17 (6)	6 (3)	14 (8)	2 (0)	87 (24)
医療型障害児入所 施設	12 (6)	8 (5)	12 (9)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	36 (24)
小計	45 (11)	23 (7)	29 (15)	7 (4)	17 (11)	2 (0)	123 (48)
計	187	85	135	40	46	2	499

※（ ）は内数で、契約入所人数です。

### Ⅲ 相談種別別対応件数等の状況

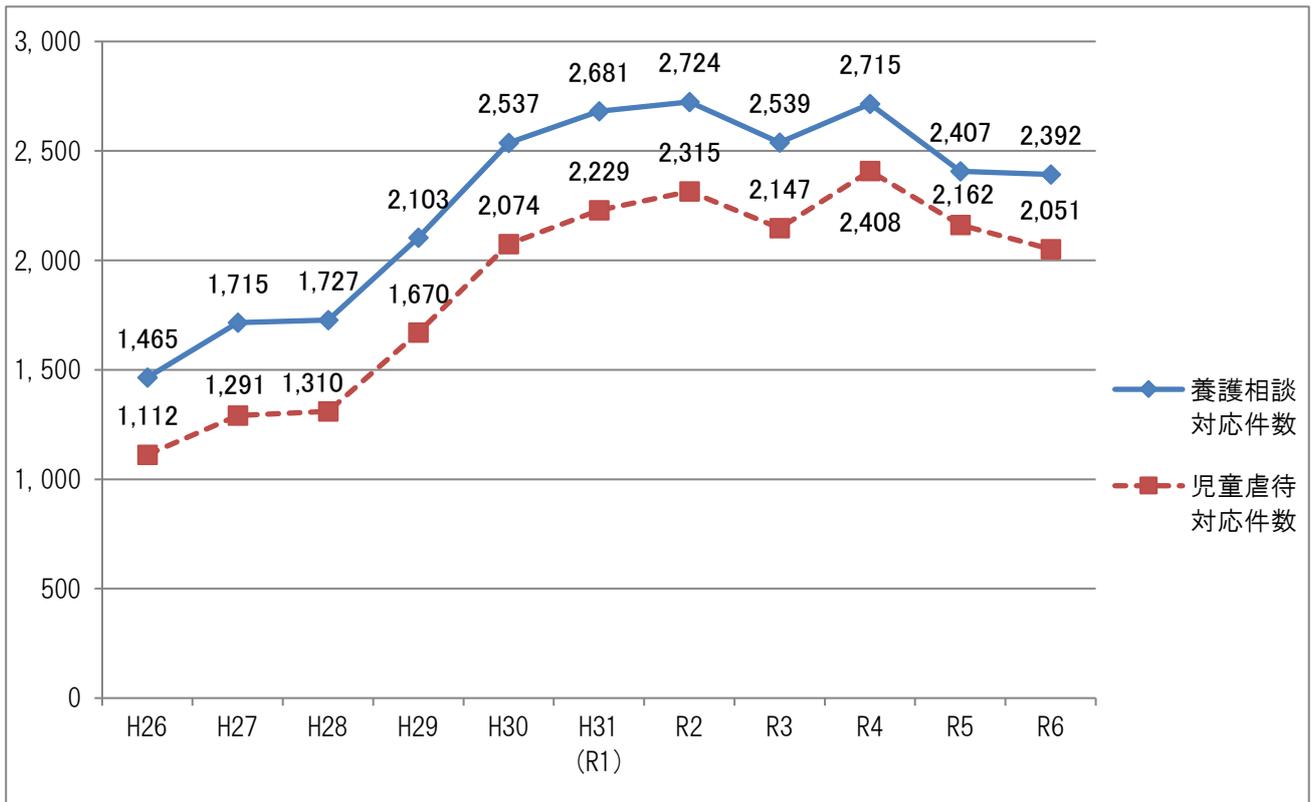
#### 1 養護相談の状況

(1) 養護理由別対応件数

単位：件

理由 対応	家出・失踪	死 亡	離 婚	傷病・入院	家族環境		そ の 他	計	
					虐 待	そ の 他			
施設入所	0	0	2	5	48	24	3	82	
里親委託	1	2	0	0	8	11	1	23	
面接指導	8	2	1	31	1,921	190	27	2,180	
その他	1	3	0	3	74	21	5	107	
計	10	7	3	39	2,051	246	36	2,392	
構成比(%)	0.4	0.3	0.1	1.6	85.7	10.3	1.5	99.9	
過去の相談件数 (年度別)	R5	8	1	2	35	2,162	190	9	2,407
	R4	12	11	7	28	2,408	225	24	2,715
	R3	5	6	0	69	2,147	289	23	2,539
	R2	7	8	2	45	2,315	337	10	2,724
	H31 (R1)	14	5	0	39	2,229	370	24	2,681
	H30	21	10	0	46	2,074	369	17	2,537
	H29	16	16	4	35	1,670	344	18	2,103
	H28	11	3	4	56	1,310	331	12	1,727
	H27	21	12	12	45	1,291	316	18	1,715
H26	14	5	1	40	1,112	284	9	1,465	

### 養護相談対応件数の推移



養護相談対応件数及び児童虐待相談対応件数は、2年連続で減少しています。

令和6年度は、養護相談対応2,392件のうち、児童虐待対応が2,051件と約86%を占めています。平成27年度以降、割合は徐々に増加し、昨年度には90%に達しましたが、過去9年間の継続的な増加傾向に対し、今回は減少が見られました。

## (2) 虐待相談の対応状況

表1 相談対応件数の年次推移

単位：件

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H31(R1)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全 国	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691
三重県	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408	2,162	2,051

表2 相談の経路

単位：件

経 路 件 数	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 施 童 福 祉 等	警 察 等	保 健 機 関 所 関	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族		親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
									虐 待 者	虐 以 待 者 外					
相 談 件 数	108	618	45	558	66	172	0	0	74	126	24	194	38	28	2,051
構 成 比 (%)	5.3	30.1	2.2	27.2	3.2	8.4	0.0	0.0	3.6	6.1	1.2	9.5	1.9	1.4	100.1

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表3 主な虐待者

単位：件

虐 待 者 件 数	実 父	実 母	実 父 以 外 の 父 親	実 母 以 外 の 母 親	そ の 他	計
相 談 件 数	905	989	107	5	45	2,051
構 成 比 (%)	44.1	48.2	5.2	0.2	2.2	99.9

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表4 被虐待児の年齢内訳

単位：件

被 虐 待 児 件 数	0 歳 ~ 2 歳	3 歳 ~ 5 歳	6 歳 ~ 1 2 歳	1 3 歳 ~ 1 5 歳	1 5 歳 ~ 1 8 歳	計
相 談 件 数	330	397	824	348	152	2,051
構 成 比 (%)	16.1	19.4	40.2	17.0	7.4	100.1

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表5 主な虐待種別

単位：件

種 別 件 数	身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	養 育 の 拒 否 怠 慢 (ネグレクト)	心 理 的 虐 待	計
相 談 件 数	694	32	356	969	2,051
構 成 比 (%)	33.8	1.6	17.4	47.2	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

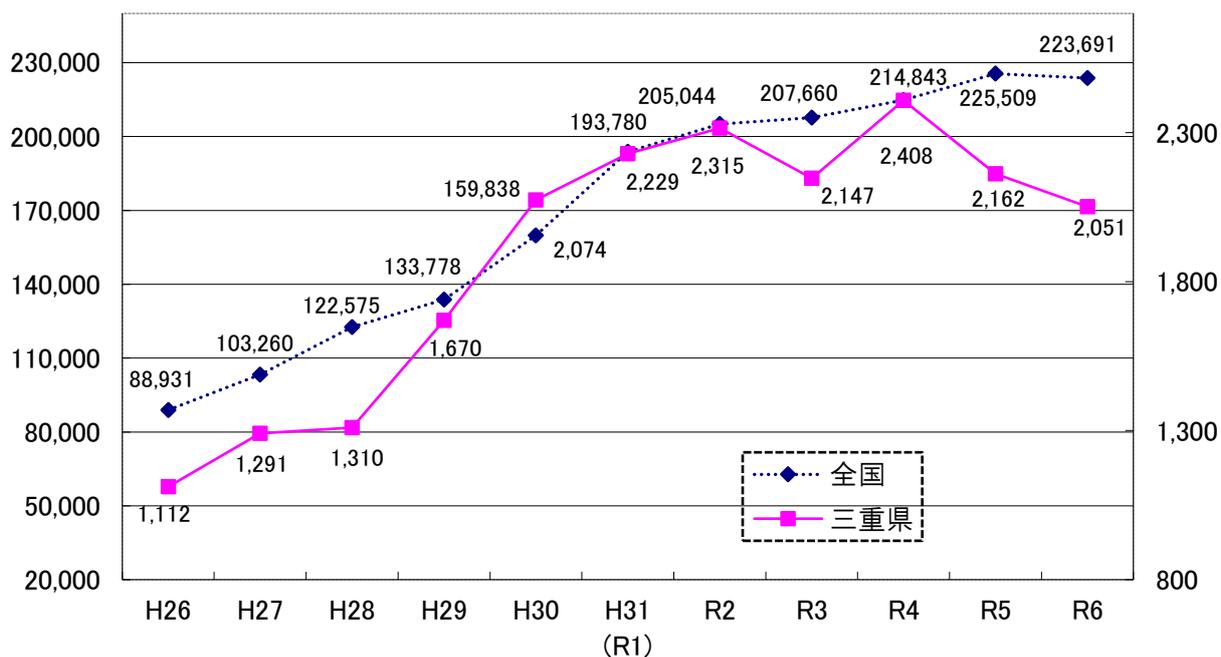
表6 相談対応内訳

単位：件

対 応 件 数	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	面 接 指 導	そ の 他	計
相 談 件 数	48	8	1,921	74	2,051
構 成 比 (%)	2.3	0.4	93.7	3.6	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

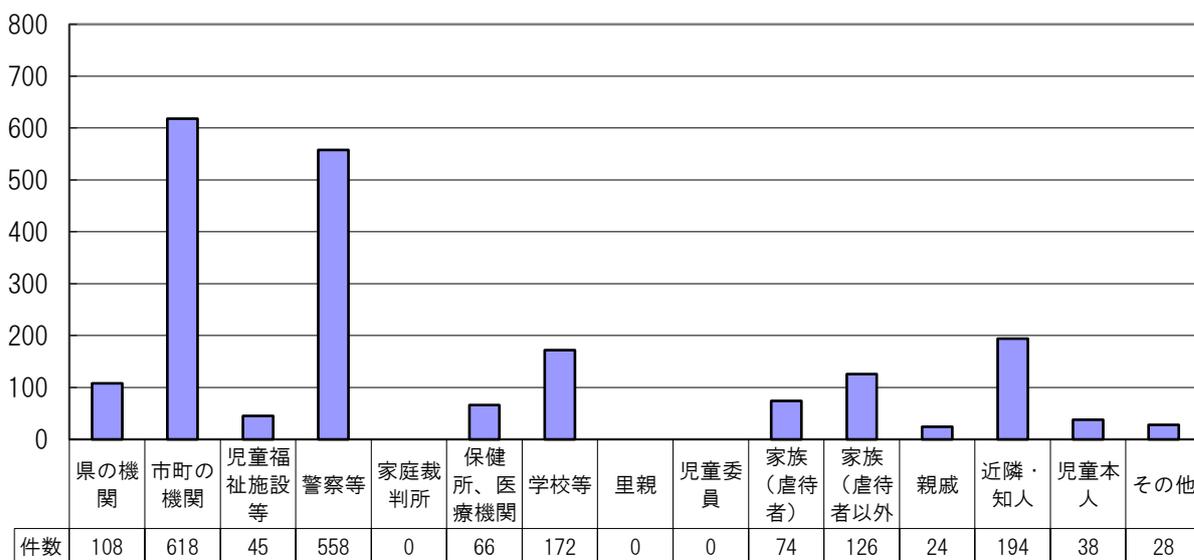
## 児童虐待相談対応件数の推移



児童虐待の防止に対する地域社会の関心が高まっていることを背景に、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、これまで増加傾向にありました。今年度は初めて微減しましたが、過去最多だった前年度とほぼ同水準で高止まりし、過去2番目の件数となっています。

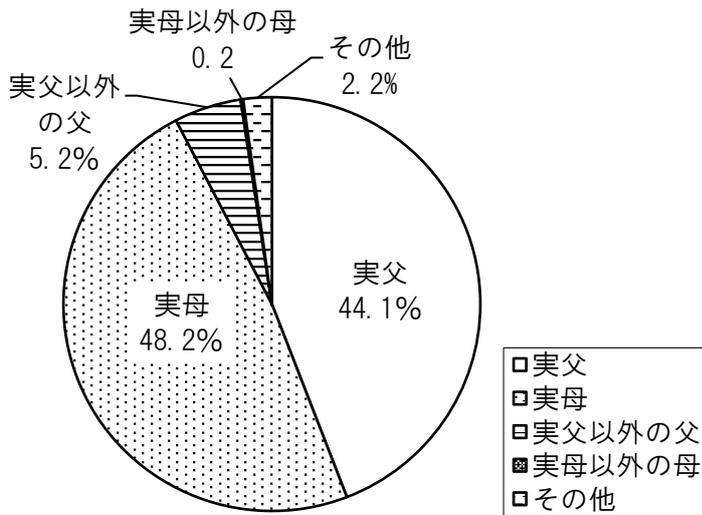
三重県の児童虐待相談対応件数は、令和4年度には過去最多の2,408件を記録しましたが、令和5年度には2,162件、令和6年度には2,051件と減少しています。

## 虐待相談の経路



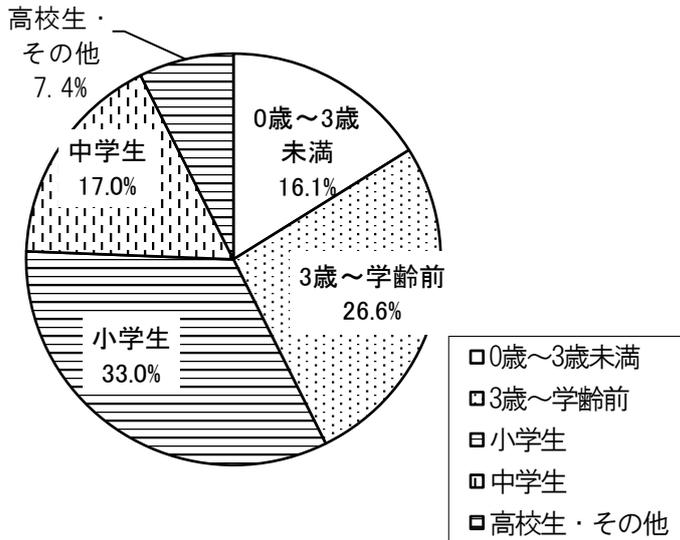
児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関、②警察等、③近隣・知人となりました。今回、市町の機関（前年度比73件減）、警察等（同74件減）、学校等（同21件減）からの相談件数が大きく減少しました。

□主な虐待者



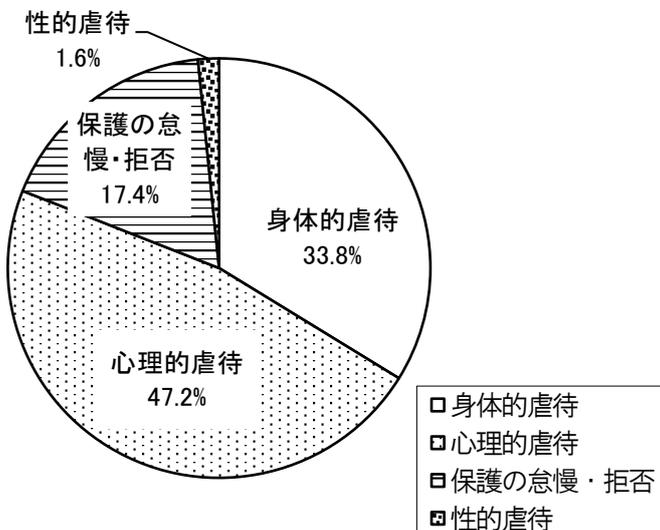
実母が約 48.2%と最も多く、次いで実父が約 44.1%となり、実の父母による虐待が9割以上を占めています。

□被虐待児の年齢



小学生が約 33.0%と最も多く、次いで3歳～学齢前が約 26.6%、次いで中学生が約 17.0%となっています。学齢前の子どもが全体の約 42.7%を占めています。

□虐待種別



心理的虐待が約 47.2%と最も多く、次いで身体的虐待が約 33.8%となっています。  
心理的虐待のうち、半数以上は、面前DV（子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃する）が占めています。

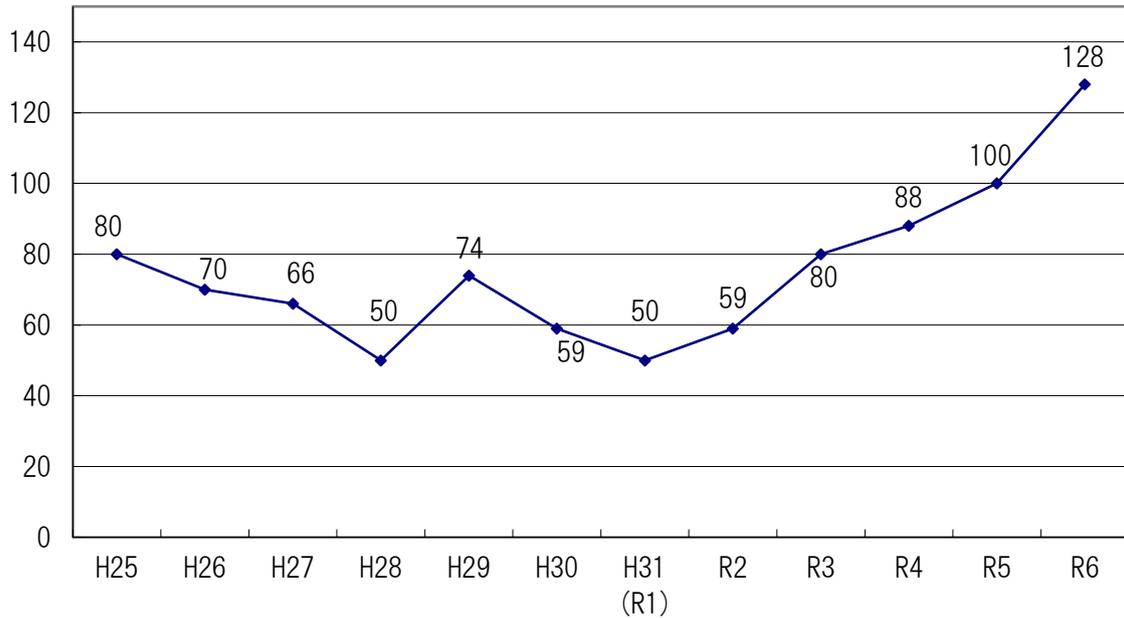
## 2 非行関係相談の状況

(1) ㇏犯、触法行為別・年齢別受付件数

単位：件

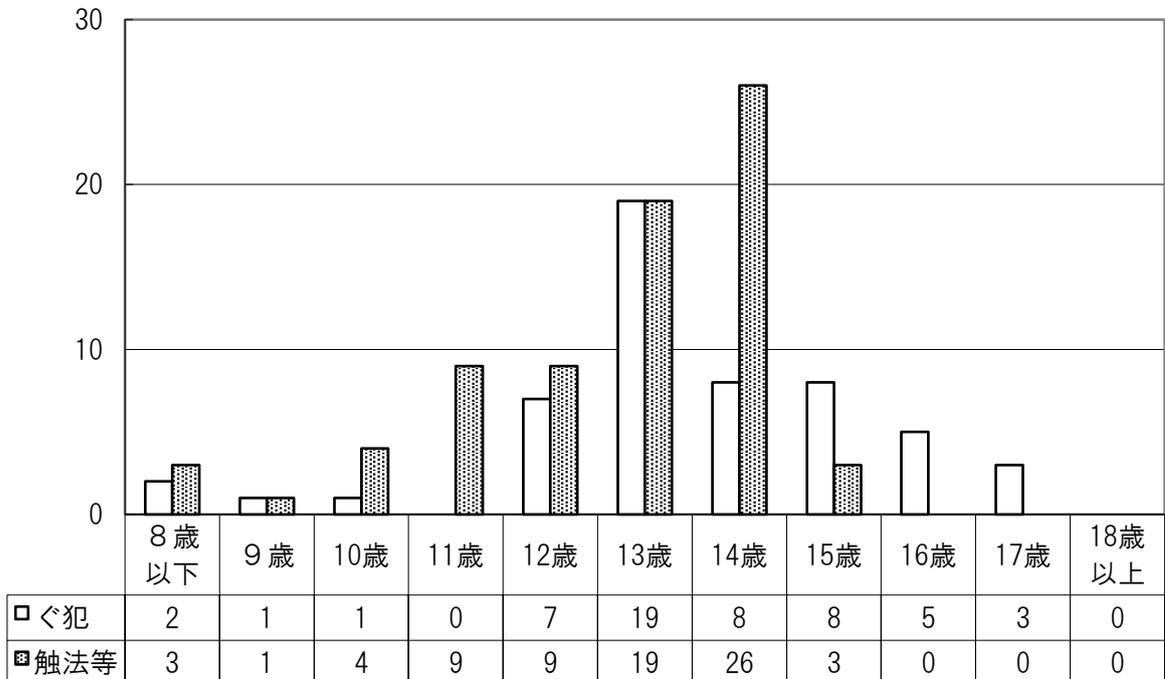
相談所別	種別	年齢													合計
		6歳以下	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	
北勢	㇏犯	0	0	2	0	1	0	3	7	0	2	0	0	0	15
	触法等	0	1	1	0	1	3	1	5	9	1	0	0	0	22
鈴鹿	㇏犯	0	0	0	1	0	0	0	4	2	2	1	2	0	12
	触法等	0	0	0	0	0	0	2	3	1	1	0	0	0	7
中央	㇏犯	0	0	0	0	0	0	1	6	5	4	2	1	0	19
	触法等	1	0	0	1	1	6	1	9	15	1	0	0	0	35
南志摩	㇏犯	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	3
	触法等	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	4
伊賀	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
	触法等	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	5
紀州	㇏犯	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	触法等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	㇏犯	0	0	2	1	1	0	7	19	8	8	5	3	0	54
	触法等	1	1	1	1	4	9	9	19	26	3	0	0	0	74

### 非行相談受付件数の推移



県内児童相談所での非行相談受付件数は、平成21年度の191件をピークに減少傾向にありましたが、平成28年度には過去最低の50件を記録しました。以降は増加に転じ、近年ではその増加が顕著となり、令和6年度は128件に達しました。

### 年齢別非行相談



14歳未満は刑事責任年齢に満たない「触法少年」で、刑罰対象外ですが、警察補導、児相送致、保護処分の対象です。特に13歳頃は、家庭や学校、社会からの監視が緩む一方、非行が顕在化し、「問題行動」と周囲に認識されやすい時期です。

### 3 不登校相談の状況

(1) 年度別・学年別受付件数

単位：件

区分	保育所 幼稚園	小学校						中学校			高校等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
北勢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鈴鹿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南勢志摩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊賀	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
紀州	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0

#### 過去の相談件数

年度別		過去の相談件数											計
		北勢	鈴鹿	中央	南勢志摩	伊賀	紀州	計	構成比(%)				
年度別	R5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	4
	R4	0	0	2	1	3	0	2	3	2	0	1	14
	R3	0	0	2	0	2	2	1	5	2	0	1	15
	R2	0	0	0	1	0	3	3	5	2	0	1	15
	H31(R1)	0	1	1	0	1	1	3	2	1	3	1	14
	H30	1	1	1	1	4	1	6	4	3	0	1	23
	H29	1	2	2	1	2	0	2	7	8	0	1	26
	H28	1	2	3	1	1	2	6	11	6	5	4	42
	H27	0	1	2	3	5	1	3	11	6	1	2	35
	H26	0	0	0	0	1	2	2	5	12	4	3	27
H25	0	0	0	1	1	1	2	4	7	7	1	21	

(2) 児童相談所別対応件数

単位：件

児相 対応		相談所別							計	構成比(%)
		北勢	鈴鹿	中央	南勢志摩	伊賀	紀州			
面接指導	助言指導	0	0	0	0	1	1	2	100.0	
	継続指導	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	他機関へ斡旋紹介	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
児童福祉施設入所		0	0	0	0	0	0	0	0.0	
障害児施設等への利用契約		0	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0.0	
合計		0	0	0	0	1	1	2	100.0	

## IV 里親の状況

### 1 児童相談所別里親登録数

単位：組

区分 児相別	令和6年3月 末現在	年度中 新規登録	年度中 登録取消	令和7年3月 末現在
北勢	142	12	8	146
鈴鹿	54	5	3	56
中央	74	5	6	73
南勢志摩	32	1	2	31
伊賀	58	1	5	54
紀州	28	2	1	29
計	388	26	25	389

### 2 委託児童数

#### (1) 児童相談所別委託児童数（令和6年度末現在）

単位：人

年齢別 委託児相別	0歳	1歳～ 6歳	7歳～ 12歳	13歳～ 15歳	16歳以上	計
北勢	1	13	24	10	4	52
鈴鹿	0	2	4	6	4	16
中央	0	6	15	3	2	26
南勢志摩	0	0	1	2	4	7
伊賀	0	1	3	1	7	12
紀州	0	1	1	1	4	7
計	1	23	48	23	25	120

#### (2) 年度別里親登録数、委託児童数（各年度末現在）

年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
里親登録数	265	302	322	356	371	388	389
委託児童数	122	129	127	133	125	120	120

### 3 里親委託率（令和6年度末現在）

上記以外に、7か所のファミリーホームに19人の児童を委託中です。

里親・ファミリーホーム委託児童数 139 (120+19)

$$\text{里親委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{児童養護施設措置、乳児院措置、里親・ファミリーホーム委託児童数}} \times 100 = 29.5\%$$

471 (300 + 32 + 120 + 19)

※ 「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」(令和7年3月策定)では、令和11年度までに里親委託率を45.0%(就学前60.0%、学齢期以降40.0%)に引き上げることを目標とし、委託率向上に努めています。

# V 青少年健全育成

## 1 立入調査実施状況

単位：件

		北勢管内			中央管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
		桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
立入対象店舗数		173	327	228	240	192	209	151	29	28	1,577
業種	興行場	2	2	1	2	2	1				10
	図書類取扱店	13	16	15	8	10	9	14	4	3	92
	携帯電話等販売店	26	37	23	34	22	24	17	7	4	194
	がん具・刃物		5	8	5	6	11	3		1	39
	カラオケ	2	10	5	6	6	4	4		1	38
	薬局薬店	32	67	49	56	49	45	33	5	4	340
	コンビニ	90	167	109	112	86	98	70	10	12	754
	ネットカフェ マンガ喫茶	2	6	1	3	2	2				16
	その他	6	17	17	14	9	15	10	3	3	94
立入調査 延べ人数		82	118	407	102	71	76	67	6	10	939
立入調査 延べ店数		214	392	407	292	233	253	124	29	33	1,977
立入調査 実施店数		173	327	228	240	192	209	151	29	28	1,577
実施率(%) (実施店/現在店)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※ただし、立入調査の実施店舗数には文書送付分を含む

## 2 協力店舗状況（立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗）

単位：件

	北勢管内			中央管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
	桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
対象店舗数	107	199	130	129	104	113	88	14	16	900
協力店運動登録数	105	199	127	128	104	113	87	14	16	893
協力店割合(%)	98.1	100	97.7	99.2	100	100	98.9	100	100	99.2

※注 立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗 … 図書取扱店、カラオケ、コンビニ、ネットカフェ

< 参考 >

## 三重県児童福祉施設一覧表

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

< 参考 >

## 三重県児童福祉施設一覧表

### 乳児院

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	乳児院ましろ	津市垂水 1300-30	10	(059)228-3920	514-0821
2	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	25 【さら6】	(059)346-1371	510-0894
3	里山学院乳児院	津市河芸町影重 1162	10	(059)253-3780	510-0307

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

### 児童養護施設

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	みどり自由学園	津市乙部 33-5	30 (6) 【みらい4】	(059)226-3022	514-0016
2	聖マッテヤ子供の家	津市産品 732-1	20 (6) (4) 【オレンジ4】	(059)237-5984	514-0076
3	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	46 (6) (6)	(059)346-1371	510-0894
4	いせ子どもの家	伊勢市吹上二丁目 5-41	24	(0596)28-2678	516-0073
5	天理教三重互助園	伊勢市倭町 30-1	24 (6)	(0596)63-6200	516-0032
6	名張養護学園	名張市朝日町 1263-3	24 (6) (5) 【「のぞみ」4】	(0595)63-0717	518-0721
7	里山学院	津市河芸町影重 1162	30 (4)	(059)245-0116	510-0307
8	鈴鹿里山学院	鈴鹿市上箕田一丁目 6-2	30 【大樹6】	(059)381-6021	513-0056
9	真盛学園	津市安濃町今徳 247	24 (6)	(059)268-2121	514-2313
10	児童養護施設なないろ	津市垂水 1300-30	24 (6)	(059)228-3920	514-0821
11	エスペランス桑名	桑名市長島町西外面 1070	30	(0594)41-1515	511-1143

※ ( ) は、地域小規模養護施設の定員（外数）を示す。

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

### 福祉型障害児入所施設（知的障害児）

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	障害児入所施設 聖母の家	四日市市波木町 398-1	児者 30	(059) 321-2855	510-0961
2	三重県いなば園 くすのき寮	津市稲葉町 3989	児者 30	(059) 252-1780	514-1252
3	三重済美学院	伊勢市辻久留 3-17-5	20	(0596) 22-3212	516-0066
4	こどもライフサポート センター はーと	名張市美旗中村 2326	20	(0595) 65-3787	518-0615

### 医療型障害児入所施設（自閉症児・肢体不自由児）

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	三重県立子ども心身 発達医療センター	津市大里窪田町 340-5	自閉症児 56 肢体 不自由児 30	(059) 253-2000	514-0125

### 医療型障害児入所施設（重症心身障害児）

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	独立行政法人 国立病院機構鈴鹿病院※	鈴鹿市加佐登三丁目 2-1	児者 120	(059) 378-1321	513-8501
2	独立行政法人 国立病院機構三重病院※	津市大里窪田町 357	児者 50	(059) 232-2531	514-0125
3	済生会明和病院 なでしこ障害児入所施設	多気郡明和町上野 435	児者 8	(0596) 52-0131	515-0312

※ 指定発達支援医療機関

### 児童自立支援施設

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	三重県立国児学園	津市栗真町屋町 524	21	(059) 232-2598	514-0102

### 児童心理治療施設

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	児童心理療育施設 悠（はるか）	桑名市長島町横満蔵 568-3	入所 30 通所 7	(0594) 45-8085	511-1133

### 児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	自立援助ホーム つばさ	桑名市長島町押付 530-5	6	(0594)42-4430	511-1113
2	自立援助ホーム 東の川南荘	鈴鹿市東江島町 6-17	6	(059)324-2339	510-0233
3	L u m i 四日市	四日市市相生町 7-2	6	(059)340-3271	510-0044

### 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	ファミリーホーム 絆	伊賀市	6	—	—
2	さかもとホーム	津市	5	—	—
3	ファミリーユ	四日市市	6	—	—
4	奈良ファミリーホーム	津市	5	—	—
5	n i k o n i k o	四日市市	6	—	—
6	ファミリーホーム木蓮	四日市市	5	—	—

### 児童家庭支援センター

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	児童家庭支援センター まお	四日市市泊村 1050-76	-	(059)340-0022	510-0894
2	児童家庭支援センター 「あかり」	名張市朝日町 1263-3	-	(0595)42-8331	518-0721
3	児童家庭支援センター たるみ	津市垂水 1300-30	-	090-1744-2960	514-0821
4	児童家庭支援センター わかぎ	伊勢市倭町 30-1	-	(0596)63-6205	516-0032
5	児童家庭支援センター みだ	鈴鹿市上箕田一丁目 6-3	-	(059)373-6025	513-0056
6	児童家庭支援センター きしゅう	熊野市金山町字新大谷 2392 番地 3	-	0597-80-0180	519-4327
7	児童家庭支援センター よいほ	松阪市内五曲町 96 番地 1	-	0598-26-5000	515-0072

里親支援センター

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	里親支援センター 「ほっこり」	名張市朝日町1263番地3	-	0595-41-1144	518-0721
2	里親センター系	伊勢市倭町30-1	-	070-9281-9071	516-0032

令和7年度

# 児 童 相 談 所 の 状 況

(令和6年度実績)

編集発行 三重県児童相談所

〒514-8570

津市広明町13番地

電 話 059-224-2883

F A X 059-228-2085